

# 補助事業対象経費

## 別表(第3条関係)

1 補助の対象となる事業、補助支援枠及び補助上限額  
 県と委託契約した、スポーツツーリズム戦略推進事業(モデル事業)のスポーツツーリズム選定委員会により選定された以下の事業

(1) スポーツツーリズム新規事業支援枠

ア 対象事業: 新規に立ち上げるスポーツイベントに取り組む事業

イ 一事業に対する補助金は、1,000万円を限度とする。

(2) スポーツツーリズム新規事業特別支援枠

ア 対象事業: 新規に立ち上げる大規模なスポーツイベントに取り組む事業

イ 一事業に対する補助金は、2,000万円を限度とする。

(3) スポーツツーリズム定着化枠

ア 対象事業: 立ち上げ後、2年目又は3年目のスポーツイベントに取り組む事業

イ 一事業に対する補助金は、800万円を限度とする。

(4) スポーツツーリズム拡充枠

ア 対象事業: 立ち上げ後、4年目以降のスポーツイベントで、かつ、新たな誘客に取り組む事業

イ 一事業に対する補助金は、1,000万円を限度とする。

なお、新規事業支援から拡充に至るまでの補助は4回までを限度とする。

2 補助の対象となる経費及び補助率

領収書等の支払いの事実が確認できるものに限る。(一般管理費などは補助対象外)

経費	補助支援枠	区分	項目	補助率
補助事業者が行う事業の実施に要する経費(補助事業の実施に伴い、交付申請時の額を上回る収入が生じたと認められる場合には、交付決定額より上回る収入を差し引いた補助金額を限度とする。)	(1) スポーツツーリズム新規事業支援枠	1 人件費	人件費 (社会保険料を含む)	3分の2 以内
		2 事業費	事業の実施に要する次の経費 (1) 旅費 (2) 会議費 (3) 謝金 (4) 使用料及び賃借料 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) 補助員人件費 (8) 広告宣伝費 (9) その他諸経費 (10) 委託費	
	(3) スポーツツーリズム定着化枠	1 人件費	人件費 (社会保険料を含む)	2分の1 以内
		2 事業費	事業の実施に要する次の経費 (1) 旅費 (2) 会議費 (3) 謝金 (4) 使用料及び賃借料 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) 補助員人件費 (8) 広告宣伝費 (9) その他諸経費 (10) 委託費	
	(4) スポーツツーリズム拡充枠	1 人件費	人件費 (社会保険料を含む)	4分の3 以内
		2 事業費	事業の実施に要する次の経費 (1) 旅費 (2) 会議費 (3) 謝金 (4) 使用料及び賃借料 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) 補助員人件費 (8) 広告宣伝費 (9) その他諸経費 (10) 委託費	